



著作権の譲渡対価と源泉徴収

～外国子会社に支払ったゲームソフト移植業務の委託料～

国内において業務を行う者が、外国法人に対して、その業務に係る著作権の使用料又は譲渡による対価（国内源泉所得）の支払いをする場合は、その支払の際、20%の源泉所得税を徴収し、国に納付しなければなりません（所法161⑦、212①、213①）。今回は、源泉徴収の対象となる著作権の譲渡対価に該当するか否かについて争われた事案をご紹介します。（平成21年6月26日裁決・全部取消し・TAINSコードF0-2-341）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

審査請求人A社は、家庭用ゲームソフトの制作等を行っていた法人で、家庭用据置型テレビゲーム機用のPSソフトの著作権を有していました。A社は、D社（中華人民共和国P市を本店所在地とするA社の100%子会社）と、PSソフトをPSP（携帯型ゲーム機）用に移植する業務を委託する旨の契約を締結しました。

A社は、その委託料8,000万円をD社に支払う際、そのうち源泉徴収の対象になる著作権の譲渡対価は、業務委託に係る基本契約書及び個別契約書に基づく金額800万円であるとして、源泉所得税160万円を徴収し国に納付しました。これに対して、原処分庁が、委託料全額が著作権の譲渡対価であるとして源泉所得税の納税告知処分を行なったため、A社はその取り消しを求めて審査請求に及びました。

<審判所の判断>

不服審判所では、次のとおり、著作権の譲渡対価は800万円であると判断し、委託料の全部についてA社に源泉所得税の納税義務があったとは認められないとして、納税告知処分の全部を取り消しました。

- ① 著作物を翻案した著作物、すなわちある著作物を母体としながらそこに創作的な変更を加えて創作した著作物は、二次的著作物になるが、ゲームソフトの創作的な部分を単に他の動作環境で動作するように移植するだけの作業は、それ自体には創作性が認められないため、移植後のゲームソフトは、基本的には二次著作物には該当しないものと解される。しかし、その作業過程でプログラム等に独自の創意が加えられる場合は、その移植後のゲームソフトには二次的著作物に当たるプログラム等が含まれることになり、その創作的部分の作業を行った者に、二次著作物に係る著作権が認められることになると解される。
- ② 本件移植業務は、ハードウェアの変更に伴うPSとPSPの仕様の違いのためになされた移植であり、個別契約書に記載された本件移植業務の詳細は、PSソフトをPSPで動作するソフトウェアとして移植するものであるため、その母体となるPSソフトにおけるキャラクターの画像の設定、ストーリー展開、音楽等をそのままPSPソフトに引き継がせるものと解され、基本的に創作性があるとは認められない。
- ③ しかしながら、A社が、本件移植業務の過程でD社によりプログラム等に何らかの創意が加えられる可能性を想定し、著作権を独占的に自己に帰属させるために、個別契約書において、移植業務に係る対価とは別に二次的著作物に係る著作権の譲渡対価を800万円と規定したことに一応の合理性が認められ、これを不当とする理由はない。実際に、PSPソフトの一部にグラフィックや機能の一部の追加が行われていることが認められる。
- ④ PSソフトをPSPソフトに移植する作業にゲームソフトとしての創作性が基本的に認められない以上、本件委託料については、契約当事者間において著作権の譲渡対価として合意された800万円を除き移植作業の対価といわざるを得ないから、A社がD社に支払った委託料はその全額が著作権の譲渡の対価である旨等の原処分庁の主張は採用できない。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の裁決例について詳細（全文・A4判13頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布します。下記までご一報ください。